

# 令和5年春季全国火災予防運動実施要綱

## 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

## 2 防火標語（2022年度全国統一防火標語）

『お出かけは マスク戸締り 火の用心』

## 3 実施期間

令和5年3月1日（水）から3月7日（火）までの7日間

## 4 推進項目

### （1）住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防炎品の周知及び普及促進
- オ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の実施
- キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策等に重点を置いた死者発生防止対策の推進
- ク 地震、台風等の自然災害時における火災対策の推進

### （2）乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防の広報や警戒の強化
- イ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
- ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
- エ 工事等における火気管理の徹底

### （3）木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の推進

- ア 火を使用する設備又は器具の適切な取扱い及び維持管理の周知徹底
- イ 住宅用火災警報器の設置及び維持管理の周知徹底
- ウ 消防用設備等の適正な設置及び維持管理の周知徹底
- エ 地域ぐるみの訓練等の実施の推進

### （4）放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
- ウ 防火対象物における放火火災防止対策の徹底
- エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

(5) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

ア 防火対象物の用途に応じた防火安全対策の徹底

(ア) 飲食店における防火安全対策の徹底

(イ) ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底

(ウ) 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の徹底

(エ) 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底

(オ) 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底

(カ) 大規模倉庫における防火安全対策の徹底

(キ) 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難

誘導等に係る取組の推進

イ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

(ア) 直通階段が一つの防火対象物の是正指導の徹底

(イ) 消防法令違反の是正の徹底

(ウ) 違反対象物に係る公表制度の推進

ウ 防火管理体制と適切な維持管理の推進

(ア) 防火管理体制の充実

(イ) 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底

(ウ) 避難施設等の維持管理の徹底

(エ) 防炎物品の使用の徹底及び防炎製品の使用の促進

(オ) 超大規模防火対象物等における自衛消防活動の実効性向上に係る取組の推進

エ 消防用設備等の維持管理の徹底

(ア) 消防用設備等の定期点検及び点検結果報告の推進

(イ) 二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備の放出事故に係る事故防止  
対策の徹底

(6) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底

(7) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

ア ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導

イ 火気器具を使用する屋台等への指導

ウ 照明器具の取扱いに係る指導

(8) 林野火災予防対策の推進

ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚

イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底

ウ 火入れに際しての手続き等の徹底

エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導強化

(9) その他

ア エアゾール式簡易消火具の破裂事故等を踏まえた対応

イ 住宅用火災警報器及び消火器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための周知

ウ 老朽化消火器に関する注意喚起等

エ 緩降機や救助袋を使用した訓練及び点検中の安全管理の徹底

- オ 文化財建造物等の防火安全対策の徹底
- カ 消毒用アルコールの安全管理の推進
- キ 在宅酸素療法時の火気使用における注意喚起

## 5 実施要領（消防本部・署・分署・分駐所において実施する事項）

### (1) 火災予防運動の推進と協力依頼

各官庁・事業所・関係団体及び報道関係者に対して防火ポスター掲示や別記「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」を含め、本運動の推進について協力を依頼します。また、SNS等を活用して広報を実施します。

### (2) 防火対象物に対する立入検査の実施

期間中、不特定多数の者が出入りする防火対象物を重点に立入検査を実施しますのでご協力ください。

### (3) 防火・防災研修会、避難訓練等に協力

各種研修会・訓練等を計画される場合は、お近くの消防署・分署・分駐所にご相談ください。

## 住宅防火いのちを守る10のポイント

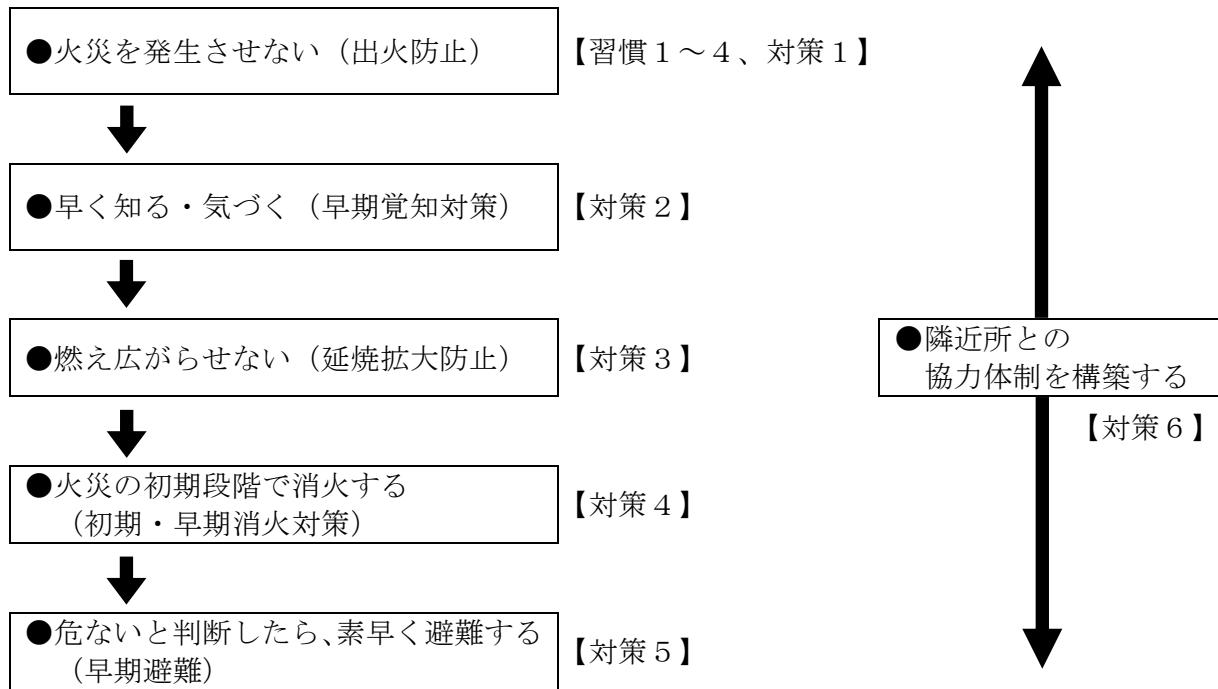
### 4つの習慣

1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く。

### 6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

### 《住宅防火いのちを守る10のポイントの考え方》



# 令和5年全国山火事予防運動実施要綱

## 1 目的

この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

## 2 実施期間

令和5年3月1日（水）から3月7日（火）までの7日間

## 3 実施項目

- (1) ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地及び作業現場の作業者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象に次の重点事項の啓発活動を実施する。
  - ア 枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
  - イ たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火すること
  - ウ 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
  - エ 火入れを行う際は市町村長の許可を必ず受けるとともに、あらかじめ必要な防火設備をすること
  - オ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
  - カ 火遊びはしないこと、また、させないこと
- (2) 駅、市町村の庁舎、学校、登山口等への警報旗、山火事予防ポスター等の掲示やテレビ、ラジオ、有線放送、新聞、インターネット等の各種広報媒体の活用等により、入山者、地域住民等に対し山火事予防意識の高揚を図る。
- (3) 火災警報発令中など、火災の発生しやすい時期には、関係機関が協力して、住宅地等に近接する森林での重点的な森林パトロールを実施するなど森林の保全管理体制の強化を図ることにより、火災の未然防止、火災の早期発見に努める。
- (4) 森林又は森林に近接している土地における火災の予防のため、農林業関係者等と消防関係者等との密接な連携の下に、初期消火を中心とする消防訓練、研修会、予防及び消火資機材等の適切な点検、管理等を実施し、地域の実情に即した予防対策を計画的に講ずるよう努める。
- (5) 地域住民、農林業関係者等による山火事予防組織の育成強化を図るとともに、これらの組織が女性防火クラブ等のいわゆる民間防火組織と連携を図り、予防活動を行うよう要請する。

# 令和5年車両火災予防運動実施要綱

## 1 目的

この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的とする。

## 2 実施期間

令和5年3月1日（水）から3月7日（火）までの7日間

## 3 実施対象

- (1) すべての車両
- (2) 駅舎及びこれに付属する建築物
- (3) 車両の通行の用に供するトンネル

## 4 実施項目

- (1) 駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底
  - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
  - イ 消防用設備等の点検整備の励行及び取扱方法の習熟
  - ウ 地下駅舎及びトンネルにおける防災体制の整備・充実
- (2) 危険物品の車両内への持込み禁止
- (3) 車両からのたばこの投げ捨て防止
- (4) 車両の防火安全対策の徹底
  - ア 初期消火、通報及び避難訓練の実施
  - イ 消火器設置義務車両の消火器の点検整備及び取扱方法の習熟
  - ウ 車両への消火器設置の普及促進
  - エ 自動車等のボディカバーにおける防炎製品の使用促進
  - オ 車両の内燃機関、電気系統等の点検整備
- (5) 食堂車等における火気使用設備の点検、整備の励行
- (6) 危険物品及び有害物品の安全輸送の励行
- (7) 水底トンネル等における危険物等を積載する車両の通行の禁止又は制限の遵守

## 5 その他

本運動の実施に際し、警察機関等の関係機関と相互に密接な連絡を取り、必要に応じ、車両、車庫及び関係建物等の防火対象物に対して査察指導を実施することにより、効果的に車両火災予防思想の高揚を図る。